

日薬連発第 740 号
2025 年 11 月 20 日

加盟団体 殿

日本製薬団体連合会

向精神薬営業者の製造量等の年間届出について

標記について、令和 7 年 11 月 19 日付け医薬監麻発 1119 第 15 号にて厚生労働省 医薬局 監視指導・麻薬対策課長より通知がありました。

つきましては、本件につき貴会会員に周知徹底いただきたく、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

医薬監麻発 1119 第 15 号
令和 7 年 11 月 19 日

日本製薬団体連合会 会長 殿

医薬局監視指導・麻薬対策課長
(公 印 省 略)

向精神薬営業者の製造量等の年間届出について

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 312 号。以下「改正政令」という。）が本年 9 月 3 日に公布され、新たに 1 物質が向精神薬として指定されました。

本年 10 月 3 日、改正政令が施行されたことに伴い、平成 3 年 1 月 7 日付け薬麻第 5 号「向精神薬営業者の製造量等の年間届出について」別記様式の別紙－1 を別添のとおり改訂しましたので、貴管下関係者への周知をお願いします。

別紙－１

整理番号	向精神薬名	整理番号	向精神薬名
１－１	フェネチリン	３－３２	フルブロマゾラム
１－２	メクロカロン	３－３３	フルジアゼパム
１－３	メタカロン	３－３４	フルラゼパム
１－４	メチルフェニデート	３－３５	ハラゼパム
１－５	モダフィニル	３－３６	ハロキサゾラム
１－６	フェンメトラジン	３－３７	ケタゾラム
１－７	セコバルビタール	３－３８	レフェタミン
１－８	ジペプロール	３－３９	ロプラゾラム
２－１	アモバルビタール	３－４０	ロラゼパム
２－２	ブプレノルフィン	３－４１	ロルメタゼパム
２－３	ブタルビタール	３－４２	マジンドール
２－４	カチン	３－４３	メダゼパム
２－５	シクロバルビタール	３－４４	メフェノレクス
２－６	フルニトラゼパム	３－４５	メプロバメート
２－７	グルテチミド	３－４６	メソカルブ
２－８	ペンタゾシン	３－４７	メチルフェノバルビタール
２－９	ペントバルビタール	３－４８	メチプリロン
３－１	アロバルビタール	３－４９	ミダゾラム
３－２	アルプラゾラム	３－５０	ニメタゼパム
３－３	アンフェプラモン	３－５１	ニトラゼパム
３－４	アミノレクス	３－５２	ノルダゼパム
３－５	バルビタール	３－５３	オキサゼパム
３－６	ベンツフェタミン	３－５４	オキサゾラム
３－７	ブロマゼパム	３－５５	ペモリン
３－８	ブロマゾラム	３－５６	フェナゼパム
３－９	ブロチゾラム	３－５７	フェンジメトラジン
３－１０	ブトバルビタール	３－５８	フェノバルビタール
３－１１	カマゼパム	３－５９	フェンテルミン
３－１２	カリソプロドール	３－６０	ピナゼパム
３－１３	クロルジアゼポキシド	３－６１	ピプラドロール
３－１４	クロバザム	３－６２	プラゼパム
３－１５	クロナゼパム	３－６３	プロピルヘキセドリン
３－１６	クロナゾラム	３－６４	ピロバレロン
３－１７	クロラゼプ酸	３－６５	クアゼパム
３－１８	クロチアゼパム	３－６６	レミマゾラム
３－１９	クロキサゾラム	３－６７	セクブタバルビタール
３－２０	デロラゼパム	３－６８	テマゼパム
３－２１	ジアゼパム	３－６９	テトラゼパム
３－２２	ジクラゼパム	３－７０	トリアゾラム
３－２３	エスタゾラム	３－７１	ビニルビタール
３－２４	エスクロルビノール	３－７２	ゾルピデム
３－２５	エチナメート	３－７３	ゾピクロン
３－２６	ロフラゼプ酸エチル	(注) １ 各項目にはそれぞれ塩類及び製剤も含まれる。 ２ カチンについては、ラセミ体を含む。 ３ レフェタミン及びフェンジメトラジンは光学異性体及びラセミ体を含む。 ４ ゾピクロンはラセミ体だけを含む。	
３－２７	エチランフェタミン		
３－２８	エチゾラム		
３－２９	フェンカンファミン		
３－３０	フェンプロボレクス		
３－３１	フルアルプラゾラム		

平成 3 年 1 月 7 日
薬 麻 第 5 号

改正	平成 6 年 3 月 29 日	薬 発 第 3 1 6 号
改正	平成 8 年 2 月 7 日	薬 麻 第 2 1 3 号
改正	平成 12 年 1 月 7 日	医 薬 麻 第 1 3 号
改正	平成 12 年 11 月 30 日	医 薬 麻 第 2 2 1 7 号
改正	平成 19 年 1 月 29 日	薬食監麻発第 0129004 号
改正	平成 28 年 10 月 25 日	薬生監麻発 1025 第 6 号
改正	令和 2 年 6 月 17 日	薬生監麻発 0617 第 5 号
改正	令和 2 年 8 月 7 日	薬生監麻発 0807 第 3 号
改正	令和 3 年 11 月 1 日	薬生監麻発 1101 第 9 号
改正	令和 6 年 12 月 4 日	医薬監麻発 1204 第 13 号
改正	令和 7 年 11 月 19 日	医薬監麻発 1119 第 15 号

日本製薬団体連合会会長 殿
日本薬業貿易協会会長 殿
日本医薬療品輸出組合理事長 殿
日本試薬連合会会長 殿
日本医薬品原薬工業会会長 殿

厚生省薬務局麻薬課長

向精神薬営業者の製造量等の年間届出について

標記については、麻薬及び向精神薬取締法第 50 条の 24 の規定により届出が義務づけられたところであるが、当該届出の要領を下記のとおり定めたので、貴傘下関係団体及び関係業者に周知方お願いする。

なお、同法第 50 条の 24 第 3 号の規定による都道府県知事の厚生大臣への報告については、別添の平成 3 年 1 月 7 日付け薬麻第 4 号「都道府県知事の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者の製造量等の年間報告について」により各都道府県衛生部（局）長あて通知していることを念のため申し添える。

記

- 1 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者及び向精神薬

使用業者は、毎年２月末日までに向精神薬の製造量等を厚生大臣に届け出ることとされているが、当該届出については、向精神薬営業所ごとに別記様式による届出書２部をその所在地を管轄する地区麻薬取締官事務所を經由して厚生大臣に提出すること。

- ２ 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者又は向精神薬製造製剤業者は、輸入し、輸出し、製造し、製剤し、又は小分けした向精神薬について、薬事法第５２条に掲げる事項を記載した添付文書がある場合は、２部を前記届出書に添えて提出すること。

なお、平成４年以降は以前に提出した添付文書と同一の場合は、その旨を届出書に付記することとし、提出を要しないこと。

別添〔略〕

別記様式

年 月 日

厚生労働大臣 殿

年向精神薬製造製剤業者等年間届出書

免許（登録）の種類 _____

免許（登録）証の番号 _____

向精神薬営業所 所在地 _____

（向精神薬試験研究施設） 名称 _____

住所（法人にあっては主たる事務所の所在地） _____

氏名（法人にあっては名称） _____

代表者の氏名 _____ 印

別紙のとおり届け出ます。

（注意）

- 1 用紙の大きさは、A4 とすること。
- 2 別紙として、別表－1、別表－2 又は別表－3 及び添付文書を添付すること。
- 3 期間中に、すべての向精神薬について該当事項がなかった場合は、「別紙のとおり」を「向精神薬の製造等がなかったことを」と記載すること。

整理番号	ア	向精神薬名	
------	---	-------	--

向精神薬営業者の氏名（法人にあつては名称）

向精神薬営業所の名称

免許種別・番号

担当者 所属 氏名 電話 — — (内線)

	原 体	製			剤			合 計			
		ク	販 売 名		ク	販 売 名			ク	販 売 名	
		ケ	剤 型		ケ	剤 型			ケ	剤 型	
		コ	含有量		コ	含有量			コ	含有量	
1. 製造量	イ g kg										
2. 製剤量		サ g kg	サ g kg	サ g kg	ニ(サの合計) g kg						
製剤の仕込量		シ g kg	シ g kg	シ g kg	ケ(シの合計) g kg						
3. 小分け量	ウ g kg	ス g kg	ス g kg	ス g kg							
4. 輸入量	エ g kg	セ g kg	セ g kg	セ g kg	ネ(エ+セ) g kg						
	オ 輸入相手国 (g・kg)	ソ 輸入相手国 (g・kg)	ソ 輸入相手国 (g・kg)	ソ 輸入相手国 (g・kg)	ノ (オ+ソ) 輸入相手国 (g・kg)						
5. 輸出量	カ g kg	タ g kg	タ g kg	タ g kg	ハ (カ+タ) g kg						
	キ 輸出相手国 (g・kg)	チ 輸出相手国 (g・kg)	チ 輸出相手国 (g・kg)	チ 輸出相手国 (g・kg)	ヒ (キ+チ) 輸出相手国 (g・kg)						
6. 第1種向 精神薬年 初・年末 在庫量	ツ 年初 g	テ g	テ g	テ g	フ (ツ+テ) g						
	年末 g	g	g	g	g						
7. 向精神薬 化学変化 物製造	ト 向精神薬の使用量 g kg	ナ 向精神薬化学変化物の名称及び用途									
備考欄											

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 すべて遊離酸・塩基の重量で換算して記入すること。

整理番号	ア	向精神薬名	ア
------	---	-------	---

向精神薬営業者の氏名（法人にあつては名称）

向精神薬営業所の名称 免許種別・番号

担当者 所属 氏名 電話 — — (内線)

	除 外 製 剤						合 計
	イ 販売名		イ 販売名		イ 販売名		
1 製剤量	ウ g kg		ウ g kg		ウ g kg		サ(ウの合計) g kg
製剤の 仕込量	エ g kg		エ g kg		エ g kg		シ(エの合計) g kg
2 小分け量	オ g kg		オ g kg		オ g kg		
3 輸入量	カ g kg		カ g kg		カ g kg		ス(カの合計)g kg
	キ 輸入相手国 (g・kg)		キ 輸入相手国 (g・kg)		キ 輸入相手国 (g・kg)		セ 輸入相手国 (g・kg)
4 輸出量	ク g kg		ク g kg		ク g kg		ソ(クの合計)g kg
	ケ 輸出相手国 (g・kg)		ケ 輸出相手国 (g・kg)		ケ 輸出相手国 (g・kg)		タ 輸出相手国 (g・kg)
5 組成等	コ		コ		コ		
備考欄							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
- 2 すべて遊離酸・塩基の重量で換算して記入すること。

整理番号	ア	向精神薬名	ア
------	---	-------	---

向精神薬試験研究施設設置者の氏名（法人にあつては名称）

向精神薬試験研究施設の名称 登録番号

担当者 所属 氏名 電話 — — (内線)

	原 体	製 剤			合 計
		キ 販 売 名	キ 販 売 名	キ 販 売 名	
		ク 剤 型	ク 剤 型	ク 剤 型	
		ケ 含 有 量	ケ 含 有 量	ケ 含 有 量	
1. 製造量	イ g kg				
2. 輸入量	ウ g kg	コ g kg	コ g kg	コ g kg	セ(ウ+コ) g kg
	エ 輸入相手国 (g・kg)	サ 輸入相手国 (g・kg)	サ 輸入相手国 (g・kg)	サ 輸入相手国 (g・kg)	ソ (エ+サ) 輸入相手国 (g・kg)
3. 輸出量	オ g kg	シ g kg	シ g kg	シ g kg	タ(オ+シ) g kg
	カ 輸出相手国 (g・kg)	ス 輸出相手国 (g・kg)	ス 輸出相手国 (g・kg)	ス 輸出相手国 (g・kg)	チ (カ+ス) 輸出相手国 (g・kg)
備考欄					

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、A 4 とすること。
 - 2 すべて遊離酸・塩基の重量で換算して記入すること。

記 載 要 領

〔全般的事項〕

（１） 届出書に添付する様式の種類について

- ① 別表－１は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者若しくは向精神薬製造製剤業者が輸入し、輸出し、製造し、製剤し、若しくは小分けした向精神薬（適用除外等対象向精神薬製剤（以下「除外製剤」という）を除く。）又は向精神薬使用業者が原料として使用した向精神薬について記入すること。
- ② 別表－２は、向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者又は向精神薬製造製剤業者が輸入し、輸出し、製剤し、又は小分けした除外製剤について記入すること。
- ③ 別表－３は、厚生大臣の登録に係る向精神薬試験研究施設設置者が輸入し、輸出し、又は製造した向精神薬（除外製剤を除く。）について記入すること。

（２） 各様式の共通事項について

- ① 各様式とも向精神薬取扱者が１月１日から１２月３１日の１年間に製造等を行った向精神薬について記入すること。
- ② 該当する別紙－１の整理番号及び向精神薬名ごとに用紙に記入すること。
なお、期間中に製造等の実績がない向精神薬については、各様式に記入する必要はない。
- ③ 原体とは、遊離酸・塩基、塩類の如何を問わず向精神薬の原薬そのもの（原末・純末等）をいい、製剤とは、向精神薬に他の物質を加えて調整されたもの（錠剤、散剤、内服液剤、坐剤、注射剤等）をいう。
- ④ 塩類の場合は、別紙－２の換算表を参考にして、すべて遊離酸・塩基の重量に換算して記入すること。
第一種向精神薬の重量単位は g、第二種・第三種向精神薬の重量単位はkgを用い、四捨五入によりその一桁下の単位（第一種向精神薬は〇〇. 〇g、第二・第三種向精神薬は〇〇. 〇kg）まで記入すること。
なお、第一種向精神薬が 0.05g 未満、第二種・第三種向精神薬が 0.05 kg 未満の場合は“微量”と記入すること。
- ⑤ 無記入の欄は斜線を引くこと。
- ⑥ 製剤の種類が多いため一枚の用紙に収まらない場合は、必要な枚数の用紙を綴じて記入すること。
- ⑦ 向精神薬を複数配合している製剤にあつては、それぞれの向精神薬ごとに別の用紙に記入を要することとし、備考欄に配合剤である旨を記入すること。
- ⑧ 製剤、小分けを委受託している場合は、受託者が提出する用紙の製剤量又は小分け量の欄には、受託に係らない製剤量・小分け量と区別し、（ ）書で受託に係る製剤量又は小分け量とともに「受託」と記入し、合計欄においても受託による重量は（ ）書で記入し、受託製剤・小分け以外のものと分けること。

〔別表－１〕

ア欄：別紙－１の該当する整理番号及び向精神薬名を記入すること。

イ欄：期間中に当該向精神薬以外の物を用いて合成等により得た原体たる向精神薬の量を記入すること。

なお、遊離酸・塩基から塩への変換、異なる塩への変換、塩から遊離酸・塩基への変換又は粗製の向精神薬からの精製に係る製造量についてはその旨及び量を（ ）書で記入すること。

例：粗製バルビタールを精製して純度 98%のバルビタールを 10 kg 製造した場合、（精製量 10 kg）と記入する。

ウ欄：期間中に他の向精神薬営業者（同一法人も含む）から譲り受けて小分けした原体たる向精神薬の量を記入すること。

エ欄：期間中に輸入した原体たる向精神薬の量を記入すること。

オ欄：エ欄の量を輸入相手国別に記入すること。

カ欄：期間中に輸出した原体たる向精神薬の量を記入すること。

キ欄：カ欄の量を輸出相手国別に記入すること。

ク欄：期間中に製剤し、小分けし、輸入し若しくは輸出した製剤たる向精神薬又は年初及び年末に所有した製剤たる第一種向精神薬の販売名を記入すること。

除外製剤に該当しないキット製品の場合は向精神薬を含む構成試薬名を（ ）書で併記すること。

ケ欄：散剤、顆粒剤、錠剤、カプセル剤、注射剤、坐剤等の別を記入すること。

コ欄：各製剤に含まれる向精神薬の含有量を記載すること。

例：5 mg／T、0.1g／g、10 mg／ml

複数の向精神薬を含有する配合剤については、ア欄に記入した向精神薬の含有量のみを記入すること。

サ欄：期間中に製剤した製剤たる向精神薬の量を原体量で記入すること。

シ欄：期間中に製剤のために使用した原体たる向精神薬の量を記入すること。サ欄とシ欄の量に差がある場合は、主な理由を備考欄に記入すること。

ス欄：期間中に他の向精神薬営業者（同一法人も含む）から譲り受けて小分けした製剤の量を原体量で記入すること。

セ欄：期間中に輸入した製剤の量を原体量で記入すること。

ソ欄：セ欄の量を輸入相手国別に記入すること。

タ欄：期間中に輸出した製剤の量を原体量で記入すること。

チ欄：タ欄の量を輸出相手国別に記入すること。

ツ欄：年初及び年末に所有した原体たる第一種向精神薬の在庫量を記入すること。

テ欄：年初及び年末に所有した製剤たる第一種向精神薬の量を原体量で記入すること。

ト欄：期間中に向精神薬化学変化物（向精神薬に化学的变化を加えて向精神薬でなくなった物）を製造するために使用した原体たる向精神薬の量を記入すること。

ナ欄：向精神薬化学変化物の名称及び用途を記入すること。

ニ欄：サ欄の合計量を記入すること。

ヌ欄：シ欄の合計量を記入すること。

ネ欄：エ欄とセ欄の合計量を記入すること。

ノ欄：オ欄とソ欄の量を輸入相手国別に合計した量を記入すること。

ハ欄：カ欄とタ欄の合計量を記入すること。

ヒ欄：キ欄とチ欄の量を輸出相手国別に合計した量を記入すること。

フ欄：ツ欄とテ欄の合計量を記入すること。

〔別表－2〕

ア欄：別紙－1 の該当する整理番号及び向精神薬名を記入すること。

イ欄：キット製品の場合は、キット名を記入し、向精神薬を含む構成試薬名を（ ）書で併記すること。

ウ欄：期間中に製剤した除外製剤の量を原体量で記入すること。

エ欄：期間中に除外製剤を製剤するために使用した原体たる向精神薬の量を記入すること。

ウ欄とエ欄の量に差がある場合は、主な理由を備考欄に記入すること。

オ欄：期間中に他の向精神薬営業者（同一法人も含む）から譲り受けて小分けした除外製剤の量を原体量で記入すること。

カ欄：期間中に輸入した除外製剤の量を原体量で記入すること。

キ欄：カ欄の量を輸入相手国別に記入すること。

ク欄：期間中に輸出した除外製剤の量を原体量で記入すること。

ケ欄：ク欄の量を輸出相手国別に記入すること。

コ欄：向精神薬を含有する容器（又は錠等）の容量又は重量、容器（又は錠等）ごとの向精神薬の品名、その他の成分の品名、それらの含有量及び用途を記入すること。

サ欄：ウ欄の合計量を記入すること。

シ欄：エ欄の合計量を記入すること。

ス欄：カ欄の合計量を記入すること。

セ欄：キ欄の量を輸入相手国別に合計した量を記入すること。

ソ欄：ク欄の合計量を記入すること。

タ欄：ケ欄の量を輸出相手国別に合計した量を記入すること。

[別表－３]

ア欄：別紙－１の該当する整理番号及び向精神薬名を記入すること。

イ欄：期間中に当該向精神薬以外の物を用いて合成等により得た原体たる向精神薬の量を記入すること。

なお、遊離酸・塩基から塩への変換、異なる塩への変換、塩から遊離酸・塩基への変換又は粗製の向精神薬からの精製に係る製造量についてはその旨及び量を（ ）書で記入すること。

例：粗製バルビタールを精製して純度 98%のバルビタールを 10 kg 製造した場合、（精製量 10 kg）と記入する。

ウ欄：期間中に輸入した原体たる向精神薬の量を記入すること。

エ欄：ウ欄の量を輸入相手国別に記入すること。

オ欄：期間中に輸出した原体たる向精神薬の量を記入すること。

カ欄：オ欄の量を輸出相手国別に記入すること。

キ欄：期間中に輸入し、又は輸出した製剤たる向精神薬（除外製剤を除く。）の販売名を記入すること。除外製剤に該当しないキット製品の場合は向精神薬を含む構成試薬名を（ ）書で併記すること。

ク欄：散剤、顆粒剤、錠剤、カプセル剤、注射剤、坐剤等の別を記入すること。

ケ欄：各製剤に含まれる向精神薬の含有量を記載すること。

例：5 mg／T、0.1g／g、10 mg／ml

複数の向精神薬を含有する配合剤については、ア欄に記入した向精神薬の含有量のみを記入すること。

コ欄：期間中に輸入した製剤（除外製剤を除く。）の量を原体量で記入すること。

サ欄：コ欄の量を輸入相手国別に記入すること。

シ欄：期間中に輸出した製剤（除外製剤を除く。）の量を原体量で記入すること。

ス欄：シ欄の量を輸出相手国別に記入すること。

セ欄：ウ欄とコ欄の合計量を記入すること。

ソ欄：エ欄とサ欄の量を輸入相手国別に合計した量を記入すること。

タ欄：オ欄とシ欄の合計量を記入すること。

チ欄：カ欄とス欄の量を輸出相手国別に合計した量を記入すること。

別紙－１

整理番号	向精神薬名	整理番号	向精神薬名
１－１	フェネチリン	３－３２	フルブロマゾラム
１－２	メクロカロン	３－３３	フルジアゼパム
１－３	メタカロン	３－３４	フルラゼパム
１－４	メチルフェニデート	３－３５	ハラゼパム
１－５	モダフィニル	３－３６	ハロキサゾラム
１－６	フェンメトラジン	３－３７	ケタゾラム
１－７	セコバルビタール	３－３８	レフェタミン
１－８	ジペプロール	３－３９	ロプラゾラム
２－１	アモバルビタール	３－４０	ロラゼパム
２－２	ブプレノルフィン	３－４１	ロルメタゼパム
２－３	ブタルビタール	３－４２	マジンドール
２－４	カチン	３－４３	メダゼパム
２－５	シクロバルビタール	３－４４	メフェノレクス
２－６	フルニトラゼパム	３－４５	メプロバメート
２－７	グルテチミド	３－４６	メソカルブ
２－８	ペンタゾシン	３－４７	メチルフェノバルビタール
２－９	ペントバルビタール	３－４８	メチプリロン
３－１	アロバルビタール	３－４９	ミダゾラム
３－２	アルプラゾラム	３－５０	ニメタゼパム
３－３	アンフェプラモン	３－５１	ニトラゼパム
３－４	アミノレクス	３－５２	ノルダゼパム
３－５	バルビタール	３－５３	オキサゼパム
３－６	ベンツフェタミン	３－５４	オキサゾラム
３－７	ブロマゼパム	３－５５	ペモリン
３－８	ブロマゾラム	３－５６	フェナゼパム
３－９	ブロチゾラム	３－５７	フェンジメトラジン
３－１０	ブトバルビタール	３－５８	フェノバルビタール
３－１１	カマゼパム	３－５９	フェンテルミン
３－１２	カリソプロドール	３－６０	ピナゼパム
３－１３	クロルジアゼポキシド	３－６１	ピプラドロール
３－１４	クロバザム	３－６２	プラゼパム
３－１５	クロナゼパム	３－６３	プロピルヘキセドリン
３－１６	クロナゾラム	３－６４	ピロバレロン
３－１７	クロラゼプ酸	３－６５	クアゼパム
３－１８	クロチアゼパム	３－６６	レミマゾラム
３－１９	クロキサゾラム	３－６７	セクブタバルビタール
３－２０	デロラゼパム	３－６８	テマゼパム
３－２１	ジアゼパム	３－６９	テトラゼパム
３－２２	ジクラゼパム	３－７０	トリアゾラム
３－２３	エスタゾラム	３－７１	ビニルビタール
３－２４	エスクロルビノール	３－７２	ゾルピデム
３－２５	エチナメート	３－７３	ゾピクロン
３－２６	ロフラゼプ酸エチル	(注) １ 各項目にはそれぞれ塩類及び製剤も含まれる。 ２ カチンについては、ラセミ体を含む。 ３ レフェタミン及びフェンジメトラジンは光学異性体及びラセミ体を含む。 ４ ゾピクロンはラセミ体だけを含む。	
３－２７	エチランフェタミン		
３－２８	エチゾラム		
３－２９	フェンカンファミン		
３－３０	フェンプロポレクス		
３－３１	フルアルプラゾラム		

常用向精神薬の塩の遊離酸、遊離塩基への換算表

$$(\text{塩の重量}) \times (\text{換算率}) / 100 = (\text{遊離酸} \cdot \text{遊離塩基の重量})$$

	換算率
セコバルビタール	
カルシウム塩.....	86.3%
ナトリウム塩.....	91.6%
メチルフェニデート	
塩酸塩.....	86.5%
アモバルビタール	
ナトリウム塩.....	91.1%
ブプレノルフィン	
塩酸塩.....	92.8%
ペントバルビタール	
カルシウム塩.....	92.2%
ナトリウム塩.....	91.1%
クロラゼプ酸	
二カリウム塩.....	76.9%
バルビタール	
カルシウム塩.....	90.6%
マグネシウム塩.....	94.3%
ナトリウム塩.....	89.3%
ピプラドロール	
塩酸塩.....	88%
フェノバルビタール	
カルシウム塩.....	92.4%
ナトリウム－マグネシウム塩.....	94%
ナトリウム塩.....	91.4%
フルラゼパム	
塩酸塩.....	91%
メチルフェノバルビタール	
ナトリウム塩.....	91.8%
レフェタミン	
塩酸塩.....	86%